

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	魚住 裕一郎 (公明)	滝沢 求 (自民)	仁比 聡平 (共産)
理事	西田 昌司 (自民)	牧野 たかお (自民)	真山 勇一 (維元)
理事	三宅 伸吾 (自民)	丸山 和也 (自民)	谷 亮子 (生活)
理事	有田 芳生 (民主)	溝手 顕正 (自民)	輿石 東 (無)
理事	矢倉 克夫 (公明)	江田 五月 (民主)	田中 茂 (無)
	猪口 邦子 (自民)	小川 敏夫 (民主)	山崎 正昭 (無)
	高野 光二郎 (自民)	加藤 敏幸 (民主)	(28.1.19 現在)

(1) 審議概観

第190回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院継続1件）及び本院議員提出2件（うち継続審査1件）の合計8件であり、そのうち内閣提出及び本院議員提出の合計7件を可決した。

また、本委員会付託の請願15種類133件のうち、2種類30件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係 民法の一部を改正する法律案は、女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から6か月と定める民法の規定のうち100日を超える部分は憲法違反であるとの最高裁判所判決があったことに鑑み、当該期間を100日に改める等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行後3年を目途として、再婚禁止に係る制度の在り方について検討を加える旨の規定を附則に追加する修正が行われている。委員会においては、再婚禁止期間の立法目的、従来の戸籍実務における再婚禁止期間の規定の例外的取扱い、本法律案成立後の再婚禁止期間の規定の周知方法、無戸籍児への具体的支援策、嫡出推定規定の趣旨及

びこれを見直す必要性、選択的夫婦別氏制度導入へ向けた今後の検討等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

刑事関係 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化並びに公判審理の充実化を図るため、取調べの録音・録画制度、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度、証人等の氏名等の情報を保護するための制度等を創設するとともに、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大、被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度について検察官が合意をするか否かの判断に当たり考慮すべき事情の追加、合意のための協議への弁護人の常時関与、傍受記録に記録されている通信の当事者に対する通知事項の追加、通信傍受についての国会報告事項の追加、法施行後3年を経過した場合の見直し規定の範囲の拡大、法公布後の検討事項の追加等の修正が行われている。委員会においては、取調べの録音・録画対象外事

件で起訴された被告人に対する対象事件についての取調べにおける録音・録画の義務の有無及び今後の運用方針、録音・録画された映像の恣意的な利用に対する担保策、取調べの録音・録画の例外規定に該当すると判断した場合の公判における立証方法、通信傍受対象事件の拡大と通信の秘密への対応策、特定電子計算機による通信傍受を行う場合に立会人を不要とした趣旨及びその濫用防止のための制度的保障、通信傍受における補充性の要件の解釈、合意制度におけるいわゆる巻き込みの危険性及びその対策等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取したほか、通信事業者、警視庁原宿警察署及び東京地方検察庁において実情調査を行った。採決により質疑を終局し、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

その他 人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案は、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の理念に基づき、人種等を理由とする差別の撤廃のための施策を総合的かつ一体的に推進するため、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則を定めるとともに、人種等を理由とする差別の防止に関し国及び地方公共団体の責務、基本的施策その他の基本となる事項を定めようとするものである。委員会においては、本法律案の背景及び提出に至る経緯、人種等を理由とする差別の禁止等の基本原則と表現の自由との関係、第3条の規定により禁止される行為についての要件の妥当性、世界各国におけるヘイトスピーチについての法規制、ヘイトスピーチを根絶するための法制度の在り方、ヘイトスピーチを伴うデモに対する警察の対応の在り方等について質

疑が行われ、また、参考人から意見を聴取した。採決により質疑を終局し、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、政府としては反対である旨の意見が述べられた。続いて採決の結果、本法律案は賛成少数をもって否決された。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進しようとするものである。委員会においては、本法律案において禁止規定がない理由とヘイトスピーチへの抑止効果の有無、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に含まれる範囲とヘイトスピーチの定義の在り方、基本理念の趣旨と本法律案が国民に期待すること、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消」に向けた国及び地方公共団体の役割、ヘイトスピーチを伴うデモに対する警察の対応の在り方等について質疑が行われた。本法律案に対しては、自由民主党及び公明党より、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義に「本邦外出身者を著しく侮蔑する」を加えるとともに、附則に検討条項を加える修正案が提出され、原案及び修正案に対する質疑が行われた。なお、本法律案の審査に先立ち、川崎市の社会福祉法人青丘社ふれあい館への視察を行った。質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

総合法律支援法の一部を改正する法律

案は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センター（法テラス）の業務として、認知機能が十分でない者及び大規模な災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限が延長されたことに伴う技術的な修正が行われている。委員会においては、ストーカー等被害者に対する援助を更に充実させる必要性、改正法成立後速やかに平成28年熊本地震の被災者に対して無料法律相談を実施する必要性、資力のある者には法律相談料の負担を求めることに伴う混乱への対応、法テラスの常勤弁護士の質及び量の確保、法テラスに対する国民の認知度を高めるための取組の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

このほか、**裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案並びに裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

3月8日、岩城法務大臣から法務行政の基本方針について所信を聴取するとともに、平成28年度法務省及び裁判所関係予算について盛山法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴取した。

3月10日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、法務省における刑法・民法などの基本法制の見直しの取組、外国人技能実習法の成立後に設立される認可法人の業務・陣容等、動物愛護管理法に

おける動物の適正な取扱いについての啓発活動、公職選挙法における事前運動の禁止の規定の解釈、同和問題における差別の実情と国・地方自治体の対応、ヘイトスピーチの問題に対する法務省の対応、再犯防止活動の重要性と再犯防止政策が国民の理解を得るための客観的検証の必要性、少年非行の原因の分析の必要性及び少年司法の取組の実情を広く国民が共有するための調査の必要性、離婚後の面会交流の運用、出入国管理行政の現状と諸課題等が取り上げられた。

3月23日、予算委員会から委嘱された平成28年度法務省予算等の審査を行い、選択的夫婦別氏制度に対する政府の今後の取組、法律上と生物学上の親子関係、ヘイトスピーチへの対抗言論に対する警備の問題点、ヘイトスピーチの実態調査の進捗状況、「ソーシャルインパクトボンド」という取組に対する法務省の見解、法務省が推進する「予防司法機能の強化」の意義と具体策、性暴力被害の実態とかい離した現行刑法の問題点についての法務大臣の見解、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解を受けた裁判官等の性犯罪被害者に対する意識啓発の取組、離婚時に「共同養育計画」や「面会交流計画」の策定を義務付けることを検討する必要性、国際テロに関する水際対策やテロ未然防止のため入国審査料の導入を検討する必要性等が取り上げられた。

3月31日、ヘイトスピーチをめぐる実情を調査し、対策の樹立に関する審査に資するため、社会福祉法人青丘社ふれあい館の視察を行った。

5月26日、ヘイトスピーチの解消に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年1月19日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)
以上両案について岩城法務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、義家文部科学副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

小川敏夫君(民主)、仁比聡平君(共産)、
真山勇一君(維党)

(閣法第4号)

賛成会派 自民、民主、公明、共産、維元、
生活

反対会派 なし

欠席会派 無(興石東君、田中茂君、山崎
正昭君)

(閣法第5号)

賛成会派 自民、民主、公明、共産、維元、
生活

反対会派 なし

欠席会派 無(興石東君、田中茂君、山崎
正昭君)

○平成28年3月8日(火) (第2回)

- 法務行政の基本方針に関する件について岩城法務大臣から所信を聴いた。
- 平成28年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について盛山法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成28年3月10日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について岩城法務大臣、盛山法務副大臣、土屋総務副大臣、

鬼木環境大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、小川敏夫君(民主)、
有田芳生君(民主)、矢倉克夫君(公明)、
仁比聡平君(共産)、真山勇一君(維党)、
谷亮子君(生活)

○平成28年3月22日(火) (第4回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(第189回国会参第7号)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

大東文化大学大学院法務研究科教授 浅野
善治君

外国法事務弁護士 スティーブン・ギブ
ズ君

龍谷大学法科大学院教授 金尚均君

社会福祉法人青丘社川崎市ふれあい館職員
崔江以子君

[質疑者]

西田昌司君(自民)、有田芳生君(民主)、
矢倉克夫君(公明)、仁比聡平君(共産)、
真山勇一君(維党)、谷亮子君(生活)

○平成28年3月23日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十八年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十八年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十八年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について岩城法務大臣、盛山法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川敏夫君(民主)、有田芳生君(民主)、
矢倉克夫君(公明)、仁比聡平君(共産)、
真山勇一君(維党)、谷亮子君(生活)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成28年4月5日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案(第189回国会参第7号)について河野国家公安委員会委員長、岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

西田昌司君(自民)、有田芳生君(民進)、
矢倉克夫君(公明)、仁比聡平君(共産)

○平成28年4月14日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)について岩城法務大臣、河野国家公安委員会委員長、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、小川敏夫君(民進)、
矢倉克夫君(公明)、真山勇一君(民進)、
仁比聡平君(共産)、谷亮子君(生活)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年4月19日(火) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(参第6号)について発議者参議院議員矢倉克夫君から趣旨説明を聴いた後、同西田昌司君、同矢倉克夫君、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

仁比聡平君(共産)、小川敏夫君(民進)、
有田芳生君(民進)、三宅伸吾君(自民)

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

日本弁護士連合会司法調査室副室長 河津博史君
東京大学大学院法学政治学研究科教授 大

澤裕君

弁護士 小池振一郎君

布川事件冤罪被害者 桜井昌司君

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、小川敏夫君(民進)、
矢倉克夫君(公明)、仁比聡平君(共産)、
谷亮子君(生活)

○平成28年4月21日(木) (第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)について岩城法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、矢倉克夫君(公明)、
小川敏夫君(民進)、仁比聡平君(共産)、
谷亮子君(生活)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成28年4月26日(火) (第10回)

- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第42号)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出敏裕君

弁護士 西村幸三君

立命館大学特別招聘教授

奈良女子大学名誉教授 浜田寿美男君

立命館大学大学院法務研究科教授 淵野貴生君

[質疑者]

三宅伸吾君(自民)、真山勇一君(民進)、
矢倉克夫君(公明)、仁比聡平君(共産)、
谷亮子君(生活)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(参第6号)について発議者参議院議員西田昌司君、同矢倉克夫君、河野国家公安委員会委員長、岩城法務大臣、武藤外務副大臣、政府参考人

及び参議院法制局当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）、
有田芳生君（民進）

○平成28年4月28日（木）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

中央大学法科大学院教授 小木曾綾君
元北海道警察釧路方面本部長 原田宏二君
九州大学大学院法学研究院教授 豊崎七絵君

[質疑者]

三宅伸吾君（自民）、真山勇一君（民進）、
矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、
谷亮子君（生活）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）について岩城法務大臣、河野国家公安委員会委員長、盛山法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）、
谷亮子君（生活）

○平成28年5月10日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）について河野国家公安委員会委員長、岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）

○平成28年5月12日（木）（第13回）

○人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（第189回国会参第7号）について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた後、否決した。

（第189回国会参第7号）

賛成会派 民進、生活

反対会派 自民、公明

欠席会派 共産、無（興石東君、山崎正昭君）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案（参第6号）及び同法律案に対する修正案について発議者・修正案提出者参議院議員矢倉克夫君、同西田昌司君、岩城法務大臣、政府参考人及び参議院法制局当局に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

[質疑者]

小川敏夫君（民進）、有田芳生君（民進）、
仁比聡平君（共産）

（参第6号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、生活
反対会派 なし

欠席会派 無（興石東君、山崎正昭君）

なお、附帯決議を行った。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）について岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川敏夫君（民進）、仁比聡平君（共産）

○平成28年5月19日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第42号）について岩城法務大臣、河野国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小川敏夫君（民進）、真山勇一君（民進）、
仁比聡平君（共産）

（第189回国会閣法第42号）

賛成会派 自民、民進、公明、生活

反対会派 共産

欠席会派 無（興石東君、山崎正昭君）

なお、附帯決議を行った。

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について岩城法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年5月24日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について岩城法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、民進、公明、生活

反対会派 共産

欠席会派 無（興石東君、山崎正昭君）

- 総合法律支援法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第57号）（衆議院送付）について岩城法務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成28年5月26日（木）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 総合法律支援法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第57号）（衆議院送付）について岩城法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、真山勇一君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

（第189回国会閣法第57号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、生活

反対会派 なし

欠席会派 無（興石東君、山崎正昭君）

なお、附帯決議を行った。

- 民法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について岩城法務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

- ヘイトスピーチの解消に関する決議を行った。

○平成28年5月31日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 民法の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について岩城法務大臣、盛山法務副大臣、田所法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

三宅伸吾君（自民）、小川敏夫君（民進）、矢倉克夫君（公明）、仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

（閣法第49号）

賛成会派 自民、民進、公明、共産、生活

反対会派 なし

欠席会派 無（興石東君、山崎正昭君）

○平成28年6月1日（水）（第18回）

- 請願第2003号外29件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第231号外102件を審査した。

- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）委員会決議

—ヘイトスピーチの解消に関する決議—

「ヘイトスピーチ、許さない。」

ヘイトスピーチ解消の啓発活動のために法務省が作成したポスターは、力強くそう宣言する。

従来、特定の民族や国籍など本人の意思では変更困難な属性を根拠に、その者たちを地域社会ひいては日本社会から排除しようという言動であるヘイトスピーチについて、それが不特定多数に向けられたものの場合、法律の立場は明確ではなかった。

しかし、個人の尊厳を著しく害し地域社会の分断を図るかかる言論は、決して許されるものではない。このため、本委員会において、ヘイトスピーチによって被害を受けている方々の集住地区の視察などをも踏まえて真摯な議論を重ねた結果、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が、5月12日に本委員会で全会一致、13日の本会議において賛成多数で可決され、24日の衆議院本会議において可決・成立した。同法は、国連の自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会などからの要請をも踏まえたものである。

平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた共生社会の実現のためにも、ヘイトスピーチの解消に向けて取り組むことは、党派を超えた喫緊の重要課題である。今般成立したヘイトスピーチ解消法は、ヘイトスピーチの解消に向けた大きな第一歩ではあるが、終着点ではない。引き続き、法務省の「外国人の人権状況に関する調査」を始めとする実態調査や国会における議論等を通じて立法事実を明らかにしていくことが、私たちに課せられた使命である。

全国で今も続くヘイトスピーチは、いわゆる在日コリアンだけでなく、難民申請者、オーバーステイ、アイヌ民族に対するものなど多岐にわたっている。私たちは、あらゆる人間の尊厳が踏みにじられることを決して許すことはできない。

よって、私たちは、ヘイトスピーチ解消及び被害者の真の救済に向け、差別のない社会を目指して不断の努力を積み重ねていくことを、ここに宣言する。

右決議する。